

# 兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第42号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	1

## 企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

### 兵庫県企業庁管理規程第3号

#### 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「小野市場地区」の右に「及びひょうご情報公園都市」を加える。

第16条の表主任の項の次に次のように加える。

副主任	課	担当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	課	定型的な事務を処理する。

第21条の表主任の項の次に次のように加える。

副主任	課	担当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	課	定型的な事務を処理する。

(企業庁会計規程の一部改正)

第2条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第84条中「契約書」の右に「(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第85条第1項中「契約書」の右に「(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第85条第2項中「請書」の右に「(当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第89条第4項中「書面」の右に「(当該に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

別表第1本庁の款総務課の項中「経営戦略班長」を「経営戦略班主幹(財務担当)」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7(第10条関係)

兵庫県企業資産運用事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
-----	-----	-----	-----	----

資産運用 事業収益	営業収益	運用資産収益		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生ずる収益	
			運用資産売却収益	運用資産売却代金及び売却前受金並びに運用資産割賦売却代金を処理する科目	
			運用資産貸付収益 その他運用資産収益	運用資産の貸付料及び使用料割賦売却に伴う延納利息並びに上記以外の運用資産収益	
		運用資金収益			
			長期運用資金収益	「(款) 運用資産 (項) 長期貸付金 (目) 他会計長期貸付金」に関する受取利息	
			短期運用資金収益	「(款) 流動資産 (項) 短期貸付金 (目) 他会計貸付金」に関する受取利息	
			雑受取利息		
		受託工事収益 その他営業収益	施設使用料 その他営業収益	固定資産 (宿舍を含む。) の使用料通常発生する上記以外の収益	
		営業外収益	受取配当金 受取利息		
				有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。
	預金利息 雑受取利息				
他会計補助金	一般会計補助金				
長期前受金戻入			企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金		
雑収益	不用品売却収益 消費税及び地方消費税 その他雑収益		上記以外の収益		
特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益			当年度の経常的収益から除すべき利益  上記以外の特別利益	

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明

<p>資産運用 事業費用</p>	<p>営業費用</p>	<p>運用資産維持管理 費</p>	<p>この表に定めるもののほか、別表 第8の当該説明による。</p>
		<p>運用資金費</p>	<p>主たる営業活動から生ずる費用 運用資産の維持管理に要する工事 請負費、原材料購入費、測量調査 費、委託費、公租公課、市町交付 金、負担金及び分担金並びに道路、 公園等の移管予定公共施設の電気 料金、水道料金（工水、下水を含 む。）、ガス料金、清掃費、し尿汲 取料等を処理する勘定科目</p>
		<p>受託工事費 総係費</p>	<p>運用資産及び固定資産の維持管理 若しくは運用に要する費用のう ち、給与費その他、次の節に該当 する事務的費用を処理する勘定科 目</p>
			<p>長期借入金利息 一時借入金利息</p>
			<p>給料 ((特別職給)) ((行政職給)) ((その他給料)) 手当 ((扶養手当)) ((地域手当)) ((住居手当)) ((初任給調整手 当)) ((通勤手当)) ((单身 赴任手当)) ((管理職手当)) ((特殊勤務手当)) ((寒冷地手 当)) ((超過勤務手当)) ((夜 勤手当)) ((宿日直手当)) ((管 理職員特別勤務手当)) ((期末 手当)) ((勤勉手当))</p>
			<p>賞与引当金繰入額 賞与引当金として計上するための 繰入額</p>
			<p>退職給付費 報酬 報償費 法定福利費 ((職員共済組合交付金)) ((職 員公務災害補償負担金)) ((保 険料))</p>
			<p>児童手当 旅費 被服費 準備品費 消耗品費 燃料費 光熱水費 通信運搬費</p>

			試験調査費 使用料及び賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 補償費 損害保険料 委託料 公課費 交付金 負担金及び分担金 研修費 会議費 広告料 手数料 貸倒引当金繰入額 雑費	貸倒引当金として計上するための繰入額
		減価償却費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費	
		調査費	調査費	
		資産減耗費	固定資産除却費 たな卸資産減耗費	通常発生する上記以外の費用
	営業外費用	固定資産撤去費 その他営業費用	雑支出	金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 企業債手数料及び取扱費	長期借入金、一時借入金及びその他の金融上の措置に対して発生する手数料及び取扱費を含む。
		雑支出	雑支払利息	
	特別損失		不用品売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出	当年度の経常費用から除外すべき損失
		固定資産売却損		

		固定資産除却損 固定資産撤去費 減損損失 過年度損益修正 損 その他特別損失		上記以外の特別損失
--	--	---	--	-----------

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定資産	有形固定資産	土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品 リース資産 減価償却累計額 建設仮勘定 購入仮勘定	土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具器具及び備品 無形固定資産	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
	無形固定資産	処分仮勘定		節は、「(目) 購入仮勘定」のそれに、貯蔵品を加えたものとする。
	投資その他の資産	無形固定資産 投資有価証券 出資金 長期貸付金 その他投資		
流動資産	現金預金	現金 預金		
	未収金			

		営業未収金 営業外未収金 運用資産割賦売却未収金 未収消費税及び地方消費税還付金 その他未収金 貸倒引当金		運用資産割賦売却代金を除く「(項) 営業収益」に関する未収金 「(項) 営業外収益」及び「(項) 特別利益」に関する未収金 回収基準方式で処理する運用資産割賦売却代金に関する未収金  上記以外の未収金 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	有価証券	有価証券 保管有価証券		
	貯蔵品	貯蔵品	原材料 備消耗品 その他貯蔵品	
	短期貸付金			
	前払費用	他会計貸付金 前払費用		
	前払金	前払消費税及び地方消費税 前払金		
	未収収益	未収収益		
	その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税	その他流動資産	上記以外の流動資産

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金	資本金  資本剰余金	固定資本金 繰入資本金 組入資本金  再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

評価差額等	利益剰余金	その他資本剰余金 減債積立金 利益積立金 解体等積立金 他会計借入金 償還積立金 他会計貸付金積立金 建設改良積立金 当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高） 当年度純利益（当年度純損失）	欠損金の補てんのため積み立てた額 太陽光パネル等解体のために積み立てた額
	評価差額等	有価証券評価差額		

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定負債	企業債 他会計借入金 リース債務 引当金	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他企業債 建設改良費等の財源に充てるための借入金 その他借入金 リース債務 修繕引当金（旧） 退職給付引当金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

流動負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他企業債		
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための借入金 その他借入金		
	リース債務	リース債務		
	未払金	営業未払金		「(款) 企業資産運用事業費用」に関する未払金
		未払消費税及び地方消費税 その他未払金		上記以外の未払金
	未払費用	未払費用		
	前受金	前受金		
	引当金	賞与引当金 修繕引当金		
	その他流動負債	預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	
		預り有価証券 仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債		上記以外の流動負債
繰延収益	長期前受金	国庫補助金 他会計補助金 工事負担金 受贈財産	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額	



		寄付金 その他長期前受 金 収益化累計額 建設仮勘定長期 前受金		
--	--	---	--	--

様式第3号中「係長」を「班長」に改める。

様式第15号中「主幹」を「班長」に、「係長」を「主幹」に改める。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第3条 企業庁公有財産取扱規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のとおり改正する。様式第6号中「年14.5パーセント（納入期限の翌日から起算して督促状を発した日から10日を経過した日以前の期間については、年7.25パーセント）」を「年\_\_\_パーセント（納入期限の翌日から起算して督促状を発した日から10日を経過した日以前の期間については、年\_\_\_パーセント）」に改める。

附 則

(施行期日)

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。